

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに提出する書類の押印の省略等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、理事長又はその補助機関（地方独立行政法人鳥取県産業技術センター組織規程第4条に規定する部及び所並びに第14条に規定する研究統括本部長をいう。以下同じ。）に提出する申請、届出等の書類について、押印を省略し、及び記名をもって署名に代えることができるようにすることにより、書類の提出手続の簡素化を図り、もって県民の負担を軽減することを目的とする。

(押印の省略)

第2条 理事長又はその補助機関に提出する書類であって、規則その他の規程（以下「規則等」という。）により提出者の押印又は署名を要するとされているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、印鑑又は署名の照合を必要とする場合を除き、提出者の押印を省略し、及び記名をもって署名に代えることができる。

附 則

この規則は、令和4年4月21日から施行する。